

諮問書及び資料（農地基本台帳関係）

- (1) 諮問書：諮問番号44（個人情報保有課：農業委員会事務局） . . . . P1
- (2) 諮問書：諮問番号45（個人情報保有課：税務課） . . . . P2
- (3) 諮問書：諮問番号46（個人情報保有課：町民窓口課） . . . . P3
- (4) 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等  
の一部を改正する等の法律新旧対照表（農地法の改正部分） . . . . P4～6
- (5) 農地基本台帳の整備における固定資産課税台帳及び住民基本台帳  
との照合の推進について . . . . P7～15
- (6) 農地基本台帳の様式 . . . . P16～23

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件  
 及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件  
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 **44**

個人 情報 保有 課 等	課 等 名	農業委員会事務局
	個人情報取扱 事務の名称	農地基本台帳整備事務
	対象となる 個人の類型	農地所有者とその世帯員
	利用・提供す る記録の名称	農地基本台帳情報 (別添農地基本台帳の項目)
利用・提供先		農林水産省 (委託事業者: 株式会社 パスコ)
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由 (その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>農地基本台帳については、農業委員会が農業委員会交付金事業実施要領に基づき整備を進めてまいりましたが、今般、農地法の一部改正があり (平成26年4月1日施行予定) 農地台帳の作成、及びその全部を磁気ディスクにより調製すること、また台帳及び農地に関する地図をインターネット等の利用により公表することが義務づけられることとなりました。</p> <p>農地基本台帳は、全国の約9割が電算システムを導入しておりますが、今年度、国が実施する事業 (多面的機能・担い手調査事業) により、国が費用を全額負担し、未導入等の全ての農業委員会を対象に台帳の電子化等を実施します。</p> <p>現在、寒川町では台帳は紙ベースで作成しており、台帳の電子化に向け、その精度向上に住民基本台帳、固定資産税課税台帳との照合が必要になることから、今年度、国の実施する多面的機能・担い手調査事業の委託業者 (株式会社 パスコ) に対して住民基本台帳情報、固定資産課税台帳及び農地基本台帳情報を提供 (目的外利用及び外部提供) することについて諮問するものです。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> しない (理由)</p> <p>通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択する余地がないため。</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件  
 及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件  
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 45

個人 情報 保 有 課 等	課 等 名	税務課
	個人情報取扱事務の名称	固定資産税及び都市計画税賦課事務
	対象となる個人の類型	固定資産課税台帳の土地(登記又は現況地目が農地)所有者
	利用・提供する記録の名称	地番、登記地目、登記地積、現況地目、現況地積、所有者個人番号、都市計画区域区分
利用・提供先	農林水産省(委託事業者:株式会社 パスコ)	
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由(その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>農地基本台帳については、農業委員会が農業委員会交付金事業実施要領に基づき整備を進めてまいりましたが、今般、農地法の一部改正があり(平成26年4月1日施行予定)農地台帳の作成、及びその全部を磁気ディスクにより調製すること、また台帳及び農地に関する地図をインターネット等の利用により公表することが義務づけられることとなりました。</p> <p>農地基本台帳は、全国の約9割が電算システムを導入しておりますが、今年度、国が実施する事業(多面的機能・担い手調査事業)により、国が費用を全額負担し、未導入等の全ての農業委員会を対象に台帳の電子化等を実施します。</p> <p>現在、寒川町では台帳は紙ベースで作成しており、台帳の電子化に向け、その精度向上に住民基本台帳、固定資産課税台帳との照合が必要になることから、今年度、国の実施する多面的機能・担い手調査事業の委託業者(株式会社 パスコ)に対して住民基本台帳情報、固定資産課税台帳情報及び農地基本台帳情報を提供(目的外利用及び外部提供)することについて諮問するものです。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> しない(理由)</p> <p>通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択する余地がないため。</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件  
 及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件  
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 **46**

個人 情報 保有 課 等	課 等 名	町民窓口課
	個人情報取扱 事務の名称	住民基本台帳事務
	対象となる 個人の類型	住民基本台帳登載者
	利用・提供す る記録の名称	個人番号、住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯番号、異動区分、 住民区分
利用・提供先	農林水産省(委託事業者:株式会社 パスコ)	
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由(その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>農地基本台帳については、農業委員会が農業委員会交付金事業実施要領に基づき整備を進めてまいりましたが、今般、農地法の一部改正があり(平成26年4月1日施行予定)農地台帳の作成、及びその全部を磁気ディスクにより調製すること、また台帳及び農地に関する地図をインターネット等の利用により公表することが義務づけられることとなりました。</p> <p>農地基本台帳は、全国の約9割が電算システムを導入しておりますが、今年度、国が実施する事業(多面的機能・担い手調査事業)により、国が費用を全額負担し、未導入等の全ての農業委員会を対象に台帳の電子化等を実施します。</p> <p>現在、寒川町では台帳は紙ベースで作成しており、台帳の電子化に向け、その精度向上に住民基本台帳、固定資産税課税台帳との照合が必要になることから、今年度、国の実施する多面的機能・担い手調査事業の委託業者(株式会社 パスコ)に対して住民基本台帳情報、固定資産課税台帳情報及び農地基本台帳情報を提供(目的外利用及び外部提供)することについて諮問するものです。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> しない(理由)</p> <p>通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択する余地がないため。</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律新旧対照表（農地法の改正部分）

○ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（農地に関する情報の利用等）</p> <p>第五十一条の二 都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。</p> <p>2  都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、関係する地方公共団体、農地中間管理機構その他の者に対して、農地に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>（情報の提供等）</p> <p>第五十二条 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。</p> <p>（農地台帳の作成）</p>	<p>（情報の提供等）</p> <p>第五十二条 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。</p>

第五十二条の二 農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。

一 その農地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 その農地の所在、地番、地目及び面積

三 その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあっては、これらの権利の種類及び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃等（第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定められた補償金を含む。）の額

四 その他農林水産省令で定める事項

2 農地台帳は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製するものとする。

3 農地台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による申請若しくは届出又は前条の規定による農地に関する情報の収集により得られた情報に基づいて行うものとし、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。

4 前三項に規定するもののほか、農地台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（農地台帳及び農地に関する地図の公表）

第五十二条の三 農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進を図るため、第五十二条の規定による農地に関する情報の提供の一環として、農地台帳に記録された事項（公表することにより個人の権利利益を害する

ものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。)をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進に資するよう、農地台帳のほか、農地に関する地図を作成し、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の地図について準用する。

(不服申立て)

第五十三条 第九条第一項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)  
。の規定による買収令書の交付についての異議申立て又は第三十九条第一項(第四十三条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)  
の裁定についての審査請求においては、その対価、借賃又は補償金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。  
ただし、第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定を受けた者がその裁定に係る農地の所有者等を確知することができないことにより第五十五条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

2 4 (略)

(対価等の額の増減の訴え)

第五十五条 (略)

2 前項第一号に掲げる対価の額についての同項の訴えにおいては国を、同項第二号に掲げる借賃の額についての同項の訴えにおいては農地中間管理機構又は第三十七条の規定による申請に係る農地の所有者等を、同項第三号に掲げる補償金の額についての同項の訴えにおいては農地中間

(不服申立て)

第五十三条 第九条第一項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)  
。の規定による買収令書の交付についての異議申立て又は第三十九条第一項若しくは第四十三条第一項の裁定についての審査請求においては、その対価、借賃又は補償金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。ただし、同項の裁定を受けた者がその裁定に係る遊休農地の所有者等を確知することができないことにより第五十五条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

2 4 (略)

(対価等の額の増減の訴え)

第五十五条 (略)

2 前項第一号に掲げる対価の額についての同項の訴えにおいては国を、同項第二号に掲げる借賃の額についての同項の訴えにおいては第三十七条の規定による申請をした者又はその申請に係る遊休農地の所有者等を、同項第三号に規定する補償金の額についての同項の訴えにおいては第

25 経営第 1386 号  
平成 25 年 7 月 26 日

各地方農政局経営・事業支援部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 宛  
北海道農政部長

農林水産省経営局農地政策課長

農地基本台帳の整備における固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合  
の推進について

今般、農業の多面的機能を評価した日本型直接支払い等の制度設計において、農地基本台帳がその基盤資料と位置づけられたことから、平成25年度の多面的機能・担い手調査（以下「本調査」という。）により全ての農業委員会を対象として、農地基本台帳の電子化、システム改修及びデータの更新を実施することとし、別添のとおり株式会社パスコ及びユニオンデータシステム株式会社（以下「委託事業者」という。）と本調査の委託契約を締結したところである。

この農地基本台帳については、農業委員会交付金事業実施要領（昭和60年11月20日付け60農経A第1141号農林水産事務次官通知）に基づき整備が進められてきたところであるが、農地基本台帳の精度向上に必要な市町村部局が保有している固定資産課税台帳や住民基本台帳（以下「課税台帳等」という。）との定期的な照合については、年1回以上照合を実施している農業委員会が個人情報保護条例の制約により全体の約8割にとどまっている状態にある。

しかしながら、本調査における農地基本台帳の精度向上には課税台帳等との照合が重要であることから、貴職におかれては農業委員会が市町村部局に対して課税台帳等との照合を働きかけるよう御指導をお願いするとともに、課税台帳等情報の提供に消極的な市町村部局に対しては個人情報保護条例の趣旨を十分理解したうえで可能な限り照合に協力いただけるよう要請をお願いする。また、委託事業者が本調査を円滑に実施できるよう格段の配慮をお願いする。

また、このことについて、貴職から管内の都府県に対して通知するとともに、都府県から管内の市町村及び農業委員会へ通知するようお願いする。

25経営第1453号  
平成25年7月26日

株式会社パスコ 本社営業部  
営業部長 竹下 俊也 殿

支出負担行為担当官  
農林水産省経営局長



平成25年度多面的機能・担い手調査事業のうち直接支払い制度の設計に  
必要な基盤調査等委託事業の委託契約の締結について

このことについて、平成25年7月26日に契約が成立したので、本事業の円滑か  
つ的確な実施に御配慮をお願いします。

なお、委託契約書1通を送付します。

25 経営第 1453 号  
平成 25 年 7 月 26 日

ユニオンデータシステム株式会社  
代表取締役 石川 久紀 殿

支出負担行為担当官  
農林水産省経営局長



平成 25 年度多面的機能・担い手調査事業のうち直接支払い制度の設計に  
必要な基盤調査等委託事業の委託契約の締結について

このことについて、平成 25 年 7 月 26 日に契約が成立したので、本事業の円滑か  
つ的確な実施に御配慮をお願いします。

なお、委託契約書 1 通を送付します。

# 平成25年度多面的機能・担い手調査事業のうち 直接支払い制度の設計に必要な基盤調査等委託事業仕様書

## 1 目的

農地基本台帳はほぼ全ての農業委員会で整備されているが、電算システムの導入は約9割、地図情報システムの導入は約4割にとどまっている。また、約1割の農業委員会においては、マンパワー不足等により毎年1回の更新が行われていない。

本事業は農業委員会が正確な農地情報を把握し、活用できるようにするための情報整備にあたり必要なシステムの運用状況等の調査等を行うことを目的とするものである。

## 2 調査内容

本事業においては、以下の調査を行うこととする。

- (1) 農地基本台帳電子化・地図化促進調査
- (2) 農地基本台帳のシステム運用等調査

## 3 業務内容

受注者は、以下(1)～(4)の調査の作業を担うものとする。受注者は、担当部署と随時協議して、その指示に従い、誠実かつ確実に調査を遂行すること。

全ての調査において、担当部署との協議の内容は受注者の責任において議事録に整理し、内容について担当部署の承認を得ること。議事録は、打合せ等の実施後、原則として3日以内(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に定める日をいう。以下同じ。)を除く。)に電子ファイルで担当部署にメールで提出すること。

本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他必要がある場合は、事前に担当部署と協議し、担当部署の指示に従い対応すること。

本仕様書は、上記目的に基づき実施する業務について最低限の基準を示したものである。したがって、本仕様書に明示されていない事項であっても、本調査を円滑に行うために必要と認められる作業は、担当部署と協議し対応すること。なお、協議の結果、本業務では対応できないと判断された場合には、担当部署に対処方法等を提案すること。

### (1) 調査実施計画書の作成

受注者は、「多面的機能・担い手調査事業のうち直接支払い制度の設計に必要な基盤調査等仕様書」(以下「本仕様書」という。)を十分理解し、

担当部署の承認を得た上で、以下の内容を含む調査実施計画書を契約後14日以内（行政機関の休日を除く。）に作成し提出すること。調査実施計画書の内容は、契約期間中、担当部署から変更指示があれば対応すること。

調査実施計画書の主な内容

- ・調査スケジュール
- ・調査体制と役割分担
- ・調査の進め方と調査内容の概要

## （2）農地基本台帳電子化・地図化促進調査

受注者は、全国の農業委員会のうち、①農地基本台帳の電算処理システムの導入が行われていない農業委員会、②農地基本台帳の更新または既存システムの改修が必要と考えられる農業委員会、③地図情報システムの導入が行われていない農業委員会を受注後速やかに把握することとする。（平成23年10月1日現在では、全国の農業委員会数は1,713であり、農地基本台帳の電算処理システムの導入が行われていない農業委員会は239農業委員会、農地基本台帳の更新が行われていない（年1回以上の固定資産課税台帳との照合が未実施）農業委員会は199農業委員会、地図情報システムの導入が行われていない農業委員会は970農業委員会である。）

受注者は把握した情報をもとに担当部署と協議のうえ①電算処理システムの試験導入を行う農業委員会、②既存システムの改修（農地情報データの更新を含む）を行う農業委員会、③地図情報システムの試験導入を行う農業委員会、を決定するものとする。なお、上記①～③の試験導入等対象農業委員会を決定する際には、①及び②については把握した全ての農業委員会、③については調査遂行上十分数（各ブロック（北海道・東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州沖縄）より1農業委員会以上を目安とする）の農業委員会を確保することを原則とし、受注者は農地制度実施円滑化事業費補助金及び地域農業支援組織連携強化事業によるシステムの整備・改修との関連にも注意するものとする。

### （ア）電算処理システムの試験導入と最適化システム構築案の作成

受注者は、電算処理システムを試験導入する農業委員会の区域内における農地面積、筆数等を勘案し複数社の電算処理システムの仕様及び価格を比較・検討した上で、試験導入するシステムを決定するものとする。電算処理システムの試験導入に当たっては、電算処理システムの稼動に必要なハードウェア及びOS、ミドルウェア等のソフトウェア類は受注者側で用意すること。

受注者は、農業委員会から農地基本台帳の貸与を受け、その情報を試験導入する電算処理システムに入力するものとする。その際には各

市町村の個人情報保護条例等の規定に基づき農地基本台帳を適切に管理するものとする。電算処理システムに入力する項目については、「農業委員会交付金事業の実施について」（昭和 60 年 11 月 20 日付け 60 農経 A 第 1142 号農林水産省経済局長通知・・・別紙 1 参照）に記載された項目については必須とし、その他の項目については受注者と農業委員会で協議の上決定するものとする。

受注者は、試験導入した電算処理システムが稼動することを確認したうえで、当該農業委員会の区域内の農地面積、筆数やシステム環境等に適切なシステム構築案（最適化システム構築案）を作成するものとする。

(イ) 既存システムの改修（農地情報データの更新）

受注者は、既存のシステムを改修する農業委員会の区域内における農地面積、筆数等を勘案し複数社の電算処理システム又は地図情報システムのスペック及び価格を比較・検討した上で、改修するシステムを決定するものとする。改修に当たって受注者が用意すべきものは上記（ア）に準じるものとする。

受注者は、農地情報データの更新をする際には、更新する項目は上記（ア）で入力する項目の考え方に準じることとし、固定資産課税台帳及び住民基本台帳の情報との照合に努めるものとする。

(ウ) 地図情報システムの試験導入と最適化システム構築案の作成

受注者は、地図情報システムを試験導入しようとする農業委員会の区域内における農地面積、筆数等を勘案し複数社の地図情報システムのスペック及び価格を比較・検討した上で、試験導入するシステムを決定するものとする。地図情報システムの試験導入に当たっては、地図情報システムの稼動に必要なハードウェア及び OS、ミドルウェア等のソフトウェア類は受注者側で用意すること。

受注者は、必要に応じて農業委員会から農地地番図データ、航空写真データ等の提供を受け、その情報を試験導入する地図情報システムに入力するものとする。その際には各市町村の個人情報保護条例等の規定に基づき提供を受けたデータを適切に管理するものとする。地図情報システムが有する機能については、「平成 24 年度農地制度実施円滑化事業費補助金の運用及び追加要望調査の実施について」（平成 24 年 7 月 5 日付け 24 経営第 1203 号農地政策課長通知・・・別紙 2 参照）に記載された整備水準については必須とし、その他の機能については受注者と農業委員会で協議の上決定するものとする。

受注者は、試験導入した地図情報システムが稼動することを確認したうえで、当該農業委員会の区域内の農地面積、筆数やシステム環境

等に適切なシステム構築案（最適化システム構築案）を作成するものとする。

(3) 農地基本台帳のシステム運用等調査

受注者は、全ての農業委員会を対象として、農地基本台帳（電算処理システムを含む）及び地図情報システムのデータの更新やシステムの維持管理に必要なオペレータ確保の現状と課題及び人件費やシステム維持費等について調査するものとする。

(4) ヘルプデスク

受注者は、農業委員会からのシステムの操作方法その他一般的なシステムの技術的事項等に関する問い合わせに対応する窓口を、受注者側に設置することとし、電話による対応を可能とすること。電話受付は業務履行期間内の平日（行政期間の休日を除く。）9：30から17：00まで実施すること。

4 業務の履行期間

契約締結の日から平成26年3月31日まで

（ただし、本仕様書に記載された成果物の納入は、3月20日（木）までとする。）

5 納入する成果物

納入する成果物は、以下のとおりとする。なお、納入成果物の詳細及び編集方法等については、事前に担当部署と協議の上、エクセル、ワード等の一般的な編集方法で修正可能な状態で作成（本業務の受注者のみの環境で修正可能なものは認めない）すること。なお、電子媒体についてはウイルスチェックを行った上で提出すること。

ア 事業報告書 2部

イ 上記アを収録した電子媒体 1式

6 納入条件等

納入期限・納入場所は以下のとおりとする。

(1) 納入期限

平成26年3月20日（木）

(2) 納入場所

東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省経営局農地政策課農業委員会グループ

## 7 契約変更

契約変更については、担当部署と受注者の協議による。担当部署と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 「業務内容」に変更が生じた場合
- (2) 「成果品」に変更が生じた場合

## 8 事業実績報告書

事業が終了した場合は、実績報告書2部を提出すること。

## 9 その他

- (1) 本事業の進行状況等の定期報告を行うほか、担当部署の求めに応じて報告を行うこと。
- (2) 本事業の実施にあたって、再委託を行う場合は、事前に担当部署と協議を行い、承認を得ないかぎり、再委託を行ってはいけない。
- (3) 本事業を優先して行える担当者を置くこと。
- (4) 本事業の目的を達成するために、仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき、又は、本事業の内容を変更する必要があるときは、担当部署と協議を行うこと。
- (5) 著作権の譲渡等
  - ① 成果物に関する一切の著作権に関する権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を農林水産省に無償で譲渡するものとし、農林水産省の行為について著作者人格権を行使しないものとする。
  - ② 農林水産省が成果物を活用する場合及び農林水産省が認めた場合において二次利用する場合に、肖像権等による新たな費用が発生しないよう措置すること。それ以外の使用に当たっては、担当部署と受注者で協議の上、その利用の取り決めをする。
- (6) 個人情報等の扱い
  - ① 個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に規定する情報をいう。以下同じ。）の取扱い及び管理について、個人情報保護に関する法令の趣旨に従うこと。
  - ② 個人情報について、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、漏洩防止のための合理的かつ必要な方策を講ずること。
  - ③ 本事業により知り得た情報（個人情報を含む。）について、本事業の目的以外の使用及びその情報（個人情報を含む。）を外部に漏らしてはならない。
  - ④ 本事業の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。  
なお、受注者はその旨を証明する書類を提出し、担当部署の了解を得

た上で実施すること。

- ⑤ 個人情報複製する際には、事前に担当部署の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。

なお、受注者は廃棄作業が適切に行われたことを確認し、その補償をすること。

- ⑥ 受注者は、本業務を履行する上で個人情報の漏洩等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当部署に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び被害を受けた本人への対応等について直ちに報告すること。
  - ⑦ 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。
  - ⑧ 受注者による情報漏洩が原因で発生した農林水産省やシステム利用者の損害は、受注者の責により損害賠償等の対応を誠実に行うこと。
- (7) 本事業における人件費の算定等にあつては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従うこと。









7. 経営農地等の筆別表 (3)

本枠内の該当欄は必須記載事項

農地の利用状況調査		遊休農地の指導状況				遊休農地である旨の通知				利用に関する計画の届出				遊休農地の利用の増進のための勧告				所有権の移転等の届出を行う旨の通知	
調査年月日	調査結果 農地法 第30条 第3項	農地の所有者 の意向	指導 年月日	通知を行う 期限	指導内容	通知(公告) 年月日	通知事項 農地法 第32条			届出 年月日	あつ せん 希望	勧告 年月日	内 容	期 限	総額 農地法 第34条	報告年月日	是正の状況	通知 年月日	協議を行う者 の名称
							ただし書 1号	2号	3号										
・ ・	1号 2号		・ ・	・ ・		・ ・	ただし書 1号 2号 3号		・ ・	有 ・ 無	・ ・		・ ・	1号 2号 3号	・ ・		・ ・		
・ ・	1号 2号		・ ・	・ ・		・ ・	ただし書 1号 2号 3号		・ ・	有 ・ 無	・ ・		・ ・	1号 2号 3号	・ ・		・ ・		
・ ・	1号 2号		・ ・	・ ・		・ ・	ただし書 1号 2号 3号		・ ・	有 ・ 無	・ ・		・ ・	1号 2号 3号	・ ・		・ ・		
・ ・	1号 2号		・ ・	・ ・		・ ・	ただし書 1号 2号 3号		・ ・	有 ・ 無	・ ・		・ ・	1号 2号 3号	・ ・		・ ・		
・ ・	1号 2号		・ ・	・ ・		・ ・	ただし書 1号 2号 3号		・ ・	有 ・ 無	・ ・		・ ・	1号 2号 3号	・ ・		・ ・		
・ ・	1号 2号		・ ・	・ ・		・ ・	ただし書 1号 2号 3号		・ ・	有 ・ 無	・ ・		・ ・	1号 2号 3号	・ ・		・ ・		
・ ・	1号 2号		・ ・	・ ・		・ ・	ただし書 1号 2号 3号		・ ・	有 ・ 無	・ ・		・ ・	1号 2号 3号	・ ・		・ ・		
・ ・	1号 2号		・ ・	・ ・		・ ・	ただし書 1号 2号 3号		・ ・	有 ・ 無	・ ・		・ ・	1号 2号 3号	・ ・		・ ・		
・ ・	1号 2号		・ ・	・ ・		・ ・	ただし書 1号 2号 3号		・ ・	有 ・ 無	・ ・		・ ・	1号 2号 3号	・ ・		・ ・		
・ ・	1号 2号		・ ・	・ ・		・ ・	ただし書 1号 2号 3号		・ ・	有 ・ 無	・ ・		・ ・	1号 2号 3号	・ ・		・ ・		

氏 名	
農家番号	





